

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

60期

新司法修習 1 期生として



会員 山添 健之 (60期)

私たち新60期は、新司法試験実施後初の修習生であり、修習期間が1年間と大幅に短縮された後初めての修習生であった。

新60期は新修習への移行期間ということで、従前の前期修習にかわる和光での「導入修習」が1か月間設けられた。短い期間であり、「楽しむ」余裕はあまりなかったが、同じクラスの仲間と交流する機会があったことは、とてもよかったと思う。

導入修習後は、弁護、刑事裁判、民事裁判、検察、を各1か月と3週間（導入修習の期間を捻出するため、各1週間短縮された。現在の新修習は、各2か月行われている。）、そして新修習で新設された「選択型実務修習」を2か月行った。

私は、岩手県出身のため、実務修習は可能であれば岩手県で行いたいと考えていたが、60期は、旧司法試験の合格者（当時は現行60期と呼んでいた。）と私たち新60期が同じ時期に修習を行ったため、新60期は岩手県での実務修習を希望することができなかった。そのため、東京で実務修習を行うこととなった。

各実務修習の思い出をあげればきりが無いが、弁護修習では倒産事件・会社再建で著名な清水直法律事務所でお世話になった。ある建設会社の倒産事件では、大雨が降るなか債権者が倒産会社の資材置き場に詰めかけ、資材や重機を持ち出そうとするのを、びしょ濡れになりながら説得して帰ってもらうなど、多くの得難い経験をさせていただくとともに、在野法曹としての弁護士のあり方を教えていただいた。

東京地検での実務修習は、かろうじて霞ヶ関で行うことができた。（現在、東京地検の実務修習は、九段

の合同庁舎で行われているとのことである。）東京では修習生担当の検察事務官の方がいらっしゃって、わがままで社会常識の不足している私たちを、時に厳しく、時に優しく指導してくださった。

選択型実務修習は、弁護士会、裁判所、検察庁から提供される各種プログラムから、自己の関心分野に従い2か月の修習を組み立てるものである。私は、少年事件に関心があったことから、当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会が提供されていたプログラムや、東京家裁の少年部修習を選択した。これらのプログラムで学んだことは、実務においても大変役に立っている。

二回試験直前の2か月は、和光にて「集合修習」を行った。私たちは、新司法試験合格者初の修習生であり、修習期間も大幅に短縮されたことから、二回試験に合格できるか、戦々恐々としていた。起案の途中に、半ば無理矢理のどに詰め込むおにぎりやサンドイッチの不味さは、今も忘れられない。（現在でも、起案が間に合わずにたびたび同じ味を味わってはいるが。）

新修習については、いろいろな意見があるところではあるが、私の経験した限り、法曹の先輩方は、法科大学院出身、新司法試験合格者というこれまでとは少し「毛色」の違う私たちに対して、これまで同様に熱心に、親身に、そして我慢強く指導してくださったと思う。このことについては、今でも深く感謝している。また、いつかは先輩方が私たちにしてくださったのと同様に、後輩の指導をできるような実務能力・人間力を身につけなければと思いつつ、その道のあまりの遠さに、たじろぐばかりである。